

## 第3章 法整備支援とアジア諸国法研究

### ——ベトナム憲法改正議論を題材として——



鮎京正訓氏（愛知県公立大学法人理事長、名古屋大学名誉教授）  
慶応義塾大学法学部卒業、早稲田大学大学院法学研究科博士課程  
満期退学。名古屋大学大学院法学研究科教授、法政国際教育協力  
研究センター長、大学院法学研究科長・法学部長、理事・副総長  
などを歴任。専門は、ベトナム憲法史・アジア法。博士（法学）。  
1990年代からベトナムなどに対する法整備支援に携わり、2015年  
にベトナム社会主義共和国司法省よりメダル授与。

今日の講義を担当する鮎京でございます。今日、私がお話しするのは、法整備支援とアジア諸国法研究ということでもありますけれども、大きく言うと具体的には2つのこととお話ししたいと思っております。1つは、誠に残念なことではありますが、今年の1月に亡くなられたベトナムの元司法大臣グエン・ディン・ロクさんのことを話題としながら、法整備支援の事柄について考えたいということが1つであります。もう1つは、私たち日本の法律家がアジアの現地の法を研究することをぜひ推進しなければならないということで、この2つの内容でお話をしたいと思えます。

■ベトナムとはどのような国か

まず、今日はベトナムの憲法についてお話しするのですが、ベトナムという国はどのような国かということについてごく簡単に申し上げます。人口は年々増えておりまして、現在 9,700 万人で、間もなく 1 億に達する状況です。民族は、ベトナムの多数民族であるキン族を中心にしながら、その他 53 の少数民族がおり、全体としては 54 の民族からなっております。特にこの民族について申し上げますと、最近、大変な紛争状況になっているミャンマーの場合には 135 の民族がいます。ベトナムの隣、ラオスは約 50 民族といわれておりまして、インドシナ半島とは、民族問題というものが政治の 1 つの中心となっている地域であるといえるでしょう。ベトナムの場合、現在のところは、比較的、多数民族と少数民族間との対立というのがそれほど顕在化していませんが、それに対してミャンマーでは顕在化しています。そして、ベトナムの言語はベトナム語（キン族の母語）、首都はハノイです。

■ロク元司法大臣について

今日、グエン・ディン・ロクさんを取り上げるのはなぜかということでございます。日本法教育研究センター・コンソーシアムにおいては、法整備支援というのが 1 つのキーワードになるわけですが、日本にとっての法整備支援について考えたとき、私は 2 人の人物の名前を挙げなければいけないと思っております。お 1 人は言うまでもなく森嶋昭夫先生でありまして、森嶋先生は日本における法整備支援の生みの親であります。そしてもう 1 人は誰かという、これはいろいろ意見があるかもしれませんが、私は今回取り上げるグエン・ディン・ロク元ベトナム

ム司法大臣をけっして省くわけにはいかないと考えています。なぜかという、森寫先生とロク大臣のお2人の活躍がなければ、日本の法整備支援は、その後1990年代の終わりにカンボジア、そして2000年代になってからラオス、さらにはいろいろな各地へと発展することはけっしてなかったと考えるからです。森寫先生は法整備支援を行う側の国の代表として、またロク元大臣は受け入れる側の国の代表として、共に1990年代から活躍されました。この2人の出会いがあつて初めて日本の法整備支援は実現することができたのです。そのため、ロク元司法大臣は日本の法整備支援にとって決定的に重要な意味を持った方であると私は考えております。

2021年1月24日にロク大臣が亡くなられました。1935年生まれでありますから、私とは約15歳違い、85歳で亡くなられました。ロク大臣はベトナム中部、ハノイから少し南に行ったタインホア省の南にありますゲアン省の出身です。ゲアン省というのは、もともとベトナムの人々がフランス植民地支配に対して蜂起した地域であつて、さらにはこのゲアン省から、皆さんご存じのホー・チ・ミン主席も出ているということで、一般的には革命伝統が非常に強い地域であります。ロク大臣は、このゲアン省から、若いころに、成績が優秀だということで当時のソ連、モスクワ大学に送られ、留学生として勉強されました。

ロク元大臣はモスクワで準博士号を取得されましたが、そのときの論文がモスクワ大学の紀要に1977年に掲載されておりました、その表題は「倫理的世界観としての儒教とその国家観」というものでした。この論文はロシア語で書かれておりました、最初に私がこの話を聞いたのは1981年の訪越時で、同行した名古屋大学の先生であつたロシア法、ソビエト法の稲子恒夫先生から内容について教えていただいた記憶がありま

す。



【出典：ベトナム観光総局 HP】

ロクさんの主要な学問的関心は、一言で言うと、ベトナム人の法意識、つまり、ベトナムの人々は法というものについてのどのような考え方を持っているのかということらにあったように思います。どうということかと

いうと、この論文の中でロクさんは、儒教というのは法に重きを置かないという考え方であって、法治に代わり人治、人が統治するという考え方が非常に強いというのです。したがって、儒教的な伝統の強いベトナムにおいては、法にあまり重きを置かない考え方が非常に支配的であるのです。他方、フランスの植民地の下で形成されたベトナムの法というのは、圧倒的にベトナムの人たちを弾圧する、簡単に言えばフランス人が統治するためのものだけでありました。したがって、ロクさんはこの論文で、儒教的な考え方に乗った上で、さらにそれにプラスしてフランス植民地法の形成というものは、ベトナムの人々に、法というものは信頼するに値しないという考え方をさらに助長したのだということを明らかにしました。

つまり、ここから私が申しあげたいことは、後で触れるように、ロクさんというこの元司法大臣は、法というものに重きを置く、法を統治の中心にしなければならないのだという考え方を非常に強く持った人であったということでもあります。いずれにしても、ロク元大臣は、ベトナム法整備支援の中心人物であったことは間違いのない人です。

思い返してみますと、1996年の12月だったと思いますが、日本側であるJICAの責任者として森寫先生が出席され、そしてベトナム側はロク司法大臣が調印の相手方として参加され、今でも忘れもしませんが、ハノイにできたばかりのヒルトンホテルの一室において、盛大に調印式が行われたのを覚えております。私も当時若かったのですが、いよいよ日本が法整備支援を始めるんだという気風に満ちた時代でありました。ロクさんは1992年から2002年まで10年間、司法大臣を務められ、非常に熱心に法整備支援に取り組むこととなります。

### ■建議 72 グループ

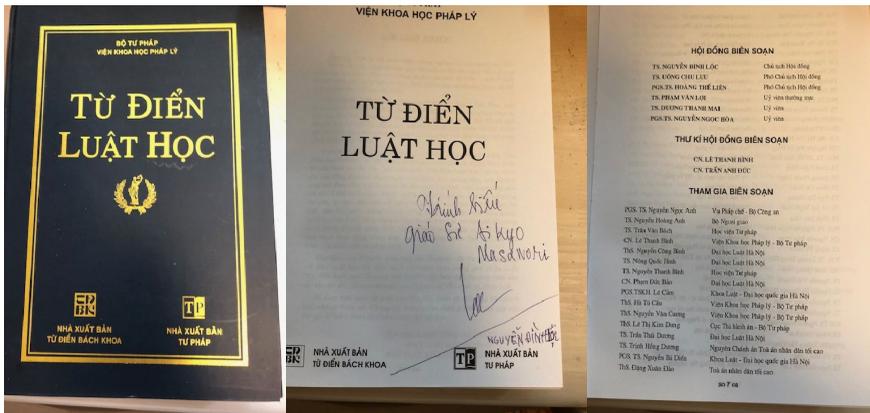
今日の憲法というテーマに関わって申しあげますと、ロクさんは司法大臣を 2002 年に辞められた後は、国会等において仕事をされました。ロクさんは大臣になったときも、実はベトナム共産党の序列はそれほど高くありませんでした。というのも、各省庁の多くの大臣はベトナム共産党の政治局員になるのですが、ロクさんは政治局員ではありませんでした。私は、ロクさんは、さっき少し触れましたけれども、モスクワへ留学して、いわゆるベトナム共産党の主流派の法的な考え方とは異なる考え方を持っていたがために、それも一因となってそういうことになったのだらうと思っております。

2013 年の 11 月、新しい憲法、つまり現行の憲法がベトナムで制定されます。記憶をたどってみますと、この前の年だったと思いますけれども、当時のクオン司法大臣が、名古屋と東京に來られました。ベトナムでは憲法制定の準備活動として、憲法についてさまざまな意見を各国から聞くということが行われておりました。他方、2013 年に「建議（提案書、建白書）72」というグループが形成されました。この 72 というのは建白書の署名者が 72 人だったからなのですが、その最も中心となるメンバーが、ロクさんでありました。2012 年の末に、政府が第一次憲法草案を出し、2013 年の 7 月に第二次草案が出されるのですが、このロクさんを中心とするグループが、その政府が出した草案とは全く違う内容を持つ、一言で言うならば、「自主憲法草案」というのを、提出したのです。

これが提出されたのは 2013 年の 1 月のことでしたが、どうなったかということ、4 月ぐらいだったと思いますけれども、あっという間にベトナム共産党およびベトナム政府からは、この自主憲法草案は認められな

いということ否定されました。否定をされてしまった内容はどういうものかということ後はほど少し詳しく説明をしたいと思います。

またロクさんは司法省法学研究院から『法学辞典』というのを出版します。出版社は百科事典出版社、司法省出版社の共同の企画として、『法学辞典』は2006年に出版されます。その編集会議の主席（総主編）を務めたのがロクさんでありました。副主席は誰かということ、ウオン・チュウ・リュウという、ロクさんの後継者として司法大臣になった人であります。



ロクが総主編となった『法学辞典』（2006年）

この本は写真では分かりづらいのですが、大変大きい本であります。ページ数も多く分厚いし、一言で言うならば、ベトナムにおいてある意味では最初の本格的な法学辞典をロクさんが中心となって作ったということになります。真ん中の写真ですが、これは扉のところに、「謹呈、鮎京正訓教授」と書いてくれまして、彼のサインが入っております。大変うれしかったのであります。右の写真にはどういう人たちがこれを作っ

たかということが書かれております。

それで、話は結構ややこしいのですけれども、まず 2001 年に改正されたベトナムの憲法をいよいよ全面的に改正をするのだということで、数年間にわたってベトナムの法学者を中心に議論がなされます。そして、2012 年 12 月に第 1 次草案というのが出ました。また、翌年 7 月に第 2 次草案も出ました。ここでの改正内容というのは、大きく言うと 2 つあります。1 つは、従来の 1992 年憲法では第 5 章という位置付けにあった「市民の基本的権利および義務」という章を、新しい憲法草案では第 2 章に格上げし、章名に「人権」という用語を入れました。細かいことを言うと、1992 年憲法で、既に「人権」という用語をベトナム憲法は取り入れてきたけれども、より明確な形で章名に「人権」という用語を入れたのです。また、もう 1 つ改正の内容として、それまでベトナムには存在しなかった「憲法評議会」という名前の組織を新しくつくるということで、条文化がなされました。

私はこの草案を見たときはかなり驚きました。どういう意味で驚いたかという、ご存じのようにベトナムという国はベトナム共産党の一党制支配が行われている国であります。一党制支配があり、そして国会というものがあるのだけれども、その国会というものは党と一体のものであります。したがって、国会が作る法律などについて、その法律が憲法違反であるなどということ、国会以外の機関が指摘するなどということは、通常は困難であります。

今、紛争になっているミャンマーでは憲法裁判所というのが約十年前につくられました。普通で言うと、憲法裁判所の存在というのは、いわゆるその国の民主化という問題と非常に連動していることであって、ベトナムでは、憲法裁判所ではなくて憲法評議会という名前ではあるんだ

けれども、そういうものが本当に機能するののかということ、私自身は大変疑問に思いました。しかしながら、現実には2つの草案の中にその「憲法評議会」というのが規定されているので、私は非常に驚いたわけであります。

その一方で、グエン・ディン・ロクさんが自主憲法草案を出したのですが、これは驚くべき内容でありました。特に日本の方々にとっては、別に驚くべき内容ではないと思われるかもしれませんが、当時のベトナム、また今のベトナムから見ても、ロクさんが出してきた自主憲法草案の内容は非常に独特のものであります。ここから先は法律の規定の説明で、非常に「条文」にこだわった話になるのでややこしいし、限られた時間ではなかなか十全には説明できませんけれども、少しだけやってみます。

まず第1条です。ロクさんが掲げたのは、「ベトナムは民主共和国である」という規定であります。現行ベトナム憲法ではどうなっているかというと、ベトナムという国は、「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」と書いてあります。もう1つ前の1980年憲法では、いわゆる「プロレタリアート独裁国家」と書いてありました。それに対してロクさんは、「民主共和国」とあるという言葉が冒頭に持ってきました。これは一体どういう狙いかというと、1つは1946年憲法という、ベトナムがフランスから独立した時代にできた憲法体制であるベトナム民主共和国の国名を取り入れるということです。つまり一言で言うならば、ホー・チ・ミンの時代の国名に戻るということを主張いたしました。単に戻るだけではなく、ロクさんが狙ったことは、明確に民主主義という考え方を国の基本に据える、とこの規定に示したと私は理解しております。

### (3)2013年1月23日の「建議(嘆願、憲章)72グループ」の憲法草案

第1条「ベトナムは、民主共和国である」

第2条「ベトナムの主権は、人民に帰属する」

第2章「人権、市民の基本的権利及び義務」の第12条「ベトナム民主共和国において、1948年の世界人権宣言並びにベトナムが批准したその他の人権に関する国際条約の各条文に規定された人権は、尊重され、保護される。」

第5章「司法」の第69条「憲法裁判所」の創設

第70条 憲法裁判官15名を国会が選出する。任期は9年。

7

次に第2条は、「ベトナムの主権は、人民に帰属する」とありますが、これも皆さん方は当たり前ではないかと思われるかもしれません。しかし、実はそう簡単ではないし、当たり前ではないのであります。どういふことかという、例えば日本の憲法の前文等では、「主権が国民に存する」とあり、主権在民ということがよく言われています。ところがベトナムの場合は、主権という言葉は、憲法上、登場はするけれども、こういった主権在民という意味合いでもって主権という用語は一切語られていません。どういう意味での主権かという、対外的な独立性を示すものとしての主権概念であります。その証拠に、ベトナムの憲法においては、「全ての権力は、人民に帰属する」という用語になっています。つまり、「主権」ではなく「権力」という用語が、昔から今に至るまでずっと

使われています。それに対して、明確に、ロクさんは主権在民なのだと  
いうことをここで主張しました。

さらに、第 2 章においては、いわゆる 1948 年世界人権宣言、あるいは人権に関する国際条約、特にその中ではベトナムも批准した国際人権規約の「市民的および政治的権利に関する国際規約」(B 規約)の尊重をわざわざ述べています。

それから第 5 章の司法の第 69 条に、「憲法裁判所」という、「憲法評議会」という名称で公式な草案に出ていたものよりもさらに踏み込んだ形で、憲法裁判所の創出を提案しております。第 70 条では、任期は 9 年として憲法裁判官 15 名云々というふうに、非常に具体的に構想されています。なぜベトナムにおいて、憲法裁判所あるいは憲法評議会ということが、ロクさんの草案や、公式の 1 次草案、2 次草案にも出てきたかということ、実はこれは、ドイツのコンラート・アデナウアー財団と韓国の法制研究院の働きかけによるものです。名古屋大学にも、このコンラート・アデナウアー財団のアジア担当のヒルさんという人が何回も来たことがありますけれども、2000 年代に入ってコンラート・アデナウアー財団が、アジア諸国に対する法整備支援を大々的に開始をするということになりました。ドイツのコンラート・アデナウアー財団と韓国の法制研究院がタッグを組んだわけです。なぜタッグを組んだかということ、ご存じのようにドイツは憲法裁判所の国であるし、そしてこのドイツの憲法理論および憲法の実務から非常に強い影響を受けているのが韓国の憲法裁判所であります。というわけで、この 2 つがベトナムにおいて憲法裁判所をぜひつくったらどうかということをもベトナムの法学者に働きかけ、数回にわたってセミナーなどを開催いたしました。

私も、例えばベトナムのハロン湾で行われたその種の会議に出たこと

があります。私からすれば、どうしてこの国で憲法裁判所ができるのだろうかという思いはありました。しかし、少なくともベトナムの法学者を中心とするグループは、憲法裁判所をつくるのだということを1つの合言葉にしなが、そして、後で少し見るように、憲法裁判所をつくることで、もっとベトナムという国が違う形になっていくように願ったのだろうと、私は思っております。事実、2013年憲法が最終的にできたのちにベトナムの法学者何人かに会ったら、憲法評議会の規定は全部削除され、受け入れられなかったため、みんな戦意喪失状態というか、愕然とした表情をしていたことが今でも思い出されます。

#### ■ 『法学辞典』にみられるロクさんの考え方

それでききほどのロクさんの考え方をもう少し見てみたいと思います。さきほどのロクさんが出した『法学辞典』は、ベトナムの主流の考え方とずいぶん違うということについて申し上げましたが、例えば2つだけ今日は例を挙げましょう。まず、1980年代の終わりのころ、要するに法整備支援が始まるころから、ベトナムにおいては「法治」という言葉が非常に重視されるようになりました。これはベトナム語では **Phap Quyen** といいます。漢字にすると、**Phap** というのは「法」で、**Quyen** というのが権利の「権」です。ですから、**Phap Quyen** は「法権」となり、それを根拠に「法権」国家というような翻訳をした人もいますけれども、通常法律用語で言うと、「法治」というような言葉がふさわしいと思います。ところが一般的に従来のベトナムにおける法治という言葉の説明は、法に基づく統治という、単にそのくらいの意味合いでありました。



①「法治」 Phap Quyen

「法治」は、

1. 「人民が国家権力の主体である」こと、
2. 「市民の権利および人権が尊重され保護される」こと、
3. 法治のためには、「民主主義が不可欠の条件であり、保障する」こと、
4. 「国家と社会にたいし法律に中心的な地位を付与する」こと、などを求めている。

9

ところが、このロクさんたちが作った『法学辞典』は相当違うのです。ある意味では非常に過激な内容が書かれています。まず、「法治」というのは、第1に、人民が国家権力の主体であるというのです。主権在民というのを全面に打ち出した論理構成を行っています。それから、それとイコールのことでありますが、市民の権利とか人権が尊重されなければならないのだということはこの辞典の中で、法治を説明する際にわざわざ書いております。さらに、追い打ちを掛けると言う表現が変ですが、法治のためには「民主主義が不可欠の条件」なのだと書かれています。民主主義がなければ法治というのはあり得ないのだということをややこしく書いています。結論的には、「国家と社会に対して、法律に中心的な地位を与えなければいけない」ということです。これはさきほど冒頭で言ったように、ロクさんがモスクワ大学留学中からずっと温めて

きた、ベトナムの人々の法意識の問題として、法律に中心的な地位を与えていないということに対する批判としての法治という考え方によるものです。

さらに、問題となっている「憲法裁判所」という項目があって、これを見るとこのように書いてあります。



## ② 「憲法裁判所」

Toa An Hien Phap

「ベトナムでは、まだ憲法裁判所は存在しない」とわざわざ述べつつ、憲法裁判所は、「法律文書の憲法適合性を審査することを主要な任務とする特別な機関である」と定義し、それは、「現代民主主義国家の組織において第一級の重要性をもつもの」であり、「憲法の最高性を保障し、一般的には、適法性と法秩序を強化し、政治システムの堅固性を保障し、個人の自由権を保障するものである」と述べ、きわめて高い評価を憲法裁判所に与えていることが特徴的である。

10

「ベトナムでは、まだ憲法裁判所は存在していない」、とわざわざ冒頭に書いてあるのです。これは2006年に出版された辞典であります。「憲法裁判所は本来的には、民主国家であるならば、なければならない」という立場を明確にしつつ、「憲法裁判所は法律文書の憲法適合性を審査することを主要な任務とする特別な機関である」と定義し、その後、「現代民主主義国家の組織において第一級の重要性を持つものである」とわざわざ書いてあります。「憲法の最高性、さらには適法性と法秩序の強化」

ということ、また個人の自由権を保障するために、この憲法裁判所が必要なのだということを非常に力を込めてこの辞典の中では述べているということになります。

しかし、結局のところ、さきほどから言っていますように、政府は、第1次草案と第2次草案にあった憲法評議会の章を全て削除して、この2013年憲法は出来上がるわけです。憲法評議会とは何かというと、独立の憲法裁判所という構想を採るのではなく、非常に妥協的なものであって、国会の中に憲法評議会という1つの組織を置いて、それを国会の中にありながら相当程度の独立性を担保することによって、この評議会が憲法と法律の適合性を審査するという構造のものでありました。しかし、それすらも結局は認められなかったというのが、2013年憲法を巡る非常に大きな特色というか、1つの経緯でありました。

#### ■ベトナム 2013年憲法について

2013年にできた現行憲法に簡単に触れておくと、ロクさんが、ベトナムは民主共和国であると言ったのとは全く異なって、現行の憲法は、「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である」と、規定しております。

私はなぜ「社会主義的」という用語が、「法治国家」の前に付いているのか、非常に昔から疑問を持っているのですが、このことについてあまり明確に説明をした論文などを見たことがありません。ただ、外側にいる者として言えることは、単なる法治国家ではなく、やはりその法治と社会主義が対立をする、対抗する場合には、社会主義的な価値というものがあくまでも優先されるという仕組みになっているのではないかと思います。第2条第3項の、「国家権力は統一的である」というところは、これも言うまでもなく、いわゆる三権分立は構造的に憲法上否定されているということになります。

## 2013年憲法の構造と人権規定

(ベトナム憲法資料につき、以下の文献等を参照した。Hien Phap nam2013, Nha xuat ban Lao Dong, 2014.)

### (1) 第2条

1. ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。
2. ベトナム社会主義共和国は、人民が主人となる。すべての国家権力は人民に帰属し、その基盤は、労働者階級と農民階級および知識人隊伍の連合である。
3. 国家権力は統一的であり、立法権、行政権、司法権の実行において、国家の各機関のあいだで分業、協同、点検される。」

## (2) 第3条

「国家は人民の主人権を保障し、發揮させ、人權と市民の權利を公認し、尊重し、保護し、保障し、富民、強国、民主、公平、文明、すべての人が満ち足りて、自由、幸福な生活を送り、全面的な發展の條件を備えた生活を送るといふ目標を實現する。」

## (3) 第4条

1. ベトナム共産党は、労働者階級の先鋒隊であり、同時に勤勞人民とベトナム民族の先鋒隊であり、労働者階級と勤勞人民、およびすべての民族の利益を忠実に代表し、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を思想的基盤とする国家と社会の指導勢力である。
2. ベトナム共産党は、人民と密接な關係を持ち、人民に奉仕し、人民の監視を受け、自らの決定に関して人民に対する責任を負う。
3. ベトナム共産党の各組織と黨員は、憲法と法律の枠内で活動する。」

13

第3条には、「人權と市民の權利を公認し、・・・」というところがありますが、この現行のベトナム憲法論の最大の難問というか、分かりづらさというのは何かというと、「人權」と「市民の權利」という2つのカテゴリーが同時並行的に出てきます。かつてのベトナム憲法においては「市民の權利」しかなかったのです。「人權」というのはかつての社会主義憲法の下では明確に否定されたカテゴリーでありました。ベトナム憲法では、1993年に「人權」が文言としては出てくるのですが、中華人民共和国の憲法の中で、「人權」という文言が登場するのは、なんとそれよりも10年以上遅れた2004年の中国憲法改正のときです。ラオスの場合には、これよりずっと遅れて2015年の、しかも12月に登場しており、一般的に「人權」という用語は社会主義憲法の下では否定されてきたのです。それと「市民の權利」という2つのカテゴリーが出てくるのだけ

れども、この両者の関係は依然として、私は不分明であると思っています。

第4条には、ベトナム共産党が「国家と社会の指導勢力である」と書いてあります。

次は第8条で、これがベトナム共産党にとってとても大事な規定なのですが、「民主集中原則を実行する」という規定です。「民主集中原則」というのは、かつてはロシア革命を準備する際のロシアの非合法政党的組織論であったのですが、これをその後の社会主義国では国家の組織論として民主集中原則というのを移行させて使っているわけです。したがって、国家のレベルに民主集中原則というのが当てはめられた場合には、要するに国会が決めたことについて、下級は上級に従わなければならない



#### (4) 第8条

「1. 国家は、憲法と法律に従って組織され、活動し、憲法と法律に従って社会を管理するとともに、民主集中原則を実行する。

2. 国家の各機関、幹部、公務員、職員は、人民を尊重し、人民への奉仕に尽力し、人民と緊密に連携し、人民の意見を聞くとともに、その監視を受けなければならないし、汚職、浪費および官僚的で、尊大な、驕り高ぶる態度には断固として闘う。」

※1992年(2001年改正)憲法にあった「社会主義的適法性」を削除。

14

い、少数は多数に従わなければならないという原則になります。この民

主集中原則の結果、少数意見であるとか、あるいは下級の意見が尊重されなくなるという構造を実は持っているということになります。

## (5) 第2章「人権、市民の基本的権利及び義務」

### 第14条

「1. ベトナム社会主義共和国では、人権ならびに政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な市民の権利は、憲法と法律に従って公認、尊重、保護、保障される。

2. 人権、市民の権利は、国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、社会的道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限されることができる。」

### 第15条

「1. 市民の権利は市民の義務と不可分である。

2. すべての人は、他人の権利を尊重する義務を負う。

3. 市民は、国家と社会に対する義務を実行する責任を有する。

4. 人権、市民の権利の実行は、国家民族の利益、ならびに他人の合法的な権利と利益を侵害することはできない。」

15

さきほどの、人権とか市民の基本的権利という用語はよく分からないという問題については、第2章で一応こういう規定が掲げられております。ここで重要なことは、第14条第2項で「人権、市民の権利」は、「国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、社会的道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限されることができる」と規定されています。まさしく、この規定を活用しまして、コロナ禍においてもコロナを抑えるためにこの憲法上の規定に基づいてさまざまな措置が取られたということになります。それから、ベトナムの場合、「権利と義務の不可分性」というのが第15条に出てきます。さらに「義務の実行（履行）」についてわざわざ書いてあるということにな

ります。以上を踏まえて言いますと、実は今回の憲法制定作業は、1992年憲法の改正憲法ではなく、2013年新憲法という形でぶち上げて、さきほどお話したように、ベトナムは日本やアメリカ、フランスなどの欧米諸国にも代表団を派遣して、2013年憲法を新しい国際的な水準にするのだという、強い意気込みの下で作り始めたのです。その中心的なテーマである人権という問題については、2015年にASEAN共同体が創設されるということで、国の形をモデルチェンジし、それを世の中にアピールするために、私は2013年の「新憲法」として名付けたのだらうと思います。しかしながら、やはり理想と現実の違い、結局のところ、2013年憲法は、端的に言うと、憲法評議会の規定もなくなったし、人権についても章としては前の方に移動させたのだけれども、新鮮さとか新しさがあまりなかったのです。結局のところ、モデルチェンジに失敗したというのが私の評価であります。

#### ■「アジア諸国を学ぶ」ということ

最後に、アジア諸国を学ぶということなのですが、これは当然のことでもありますけれども、法整備支援を行うための知識としてアジアの国々を、今日はベトナムの話をしましたけれども、法整備支援の対象国について学ぶことは必要です。特に若い方々には、ぜひ現地について学んでいただきたいです。それからもう1つは、アジア諸国の法を学ぶことで、皆さん方、特に若い人たちの学びの世界というのは、私は確実に広がると思っています。ということで、今日の話は終わりにしたいと思います。末尾に参考文献としてあげておきましたが、私が編集代表として『アジア法整備支援叢書』というシリーズを出しています。このシリーズから、『多様な法世界における法整備支援』という600頁近い本がもうすぐ出

ますので、もしご関心のある方々は読んでいただければと思います。この本は地域研究、特にイスラームが出てくるのですが、地域研究と法整備支援の関係についての、私たちの1つの答えの出し方が書いてあると思っております。

今日はロク大臣を偲びながら、ロク大臣がベトナム憲法の問題に非常に深く関わっておられたということで、心からの哀悼の気持ちを伝えたいと思っております。亡くなられたときに、ベトナムの名古屋大学卒業生たちから、ロクさんが亡くなられたという連絡が入り、このコロナの時期でありますからお葬式には行けませんでしたけれども、現地のお葬式に花輪をみんなの名前で捧げることができました。またコロナが収まったら、ロクさんのお参りに行きたいと思っております。私からのお話は以上で終わりにいたします。

#### ■参考文献

『アジア法整備支援叢書—多様な法世界における法整備支援』  
鮎京正訓（編集代表）、島田弦・桑原尚子（編著）  
2021年4月10日発行、旬報社。